

令和3年度 非常災害時の対応について

伊丹市立神津こども園

<災害時のお願い>

- ①登園の際は、自宅付近（特に増水や被害の様子等）の風雨の状況、また浸水や冠水しやすいところ（道路や用水路等）をご確認いただき、十分に安全の注意を与えてから登園させてください。また、自転車を利用の場合は、十分に道路の状況を確認し、安全に注意して登園ください。（遅刻などの心配は一切せず、『園児や保護者の安全第一』で対応してください。）
 - ②登園後でも気象情報の変化により、緊急降園させる場合があります。園からの連絡がつきやすいようにしていただくか、近所の方等に前もってお願いする等、適切な対応ができるようにしておいてください。
- ※気象情報に十分注意し、登園・降園時に際しては、事故などに細心の注意をお願いします。また、台風の進路などにより、休園かどうか疑問の場合は園までお問い合わせください。

<1号認定子ども>

（１）警報等が発令された場合

午前7時現在 伊丹市に 暴風警報、大雨警報、 洪水警報、大雪警報 暴風雪警報 のいずれかが発令	自宅待機とする。 ① 午前9時までに警報が解除された場合は、安全を確認の上、通常通り登園する。 ※ 地域により危険な場合は、ご家庭の判断で自宅待機とし、危険が去ってから登園させてください。その際は、園までご一報ください。 ② 午前9時以降も警報発令中の場合は、臨時休園とする。
登園後 伊丹市に 暴風警報、大雨警報、 洪水警報、大雪警報 暴風雪警報 のいずれかが発令	安全確認ができるまで、園で待機します。その後、伊丹市教育委員会と協議を行い、保護者へ「一斉メール配信サービス」等を利用して連絡し、緊急降園させることがあります。

（２）特別警報が発令された場合

午前7時現在 伊丹市にいずれかの 特別警報 が発令	臨時休園とする。
登園後 伊丹市にいずれかの 特別警報 が発令	園で待機となります。 特別警報が解除された後は、伊丹市教育委員会と協議を行うとともに、各関係機関と連絡を取り、状況に応じた安全な措置（個人降園、園での待機継続など）をとります。 ※ 連絡が可能な状況になり次第、保護者へ「一斉メール配信サービス」等を利用して連絡いたします。

(3) 地震が発生した場合

登園前 震度 5 弱以上 の地震が発生	臨時休園とする。
登園前 震度 5 弱未満 の地震が発生	通常どおり登園する。但し、地域により危険な場合は、ご家庭の判断で自宅待機とし、危険が去ってから登園させてください。 ※ 各地域の状況により登園することが困難であると園長が判断した場合には、連絡網で「臨時休園」を連絡する場合があります。
登園後 地震が発生	園児を安全な場所に避難させます。その後、伊丹市教育委員会と協議を行うとともに、各関係機関と連絡を取り、状況に応じた安全な措置（個人降園、園での待機継続など）をとります。 ※ 連絡が可能な状況になり次第、保護者へ「一斉メール配信サービス」等を利用して連絡いたします。

<2・3号認定子ども>

(1) 警報等が発令された場合

午前6時30分現在 伊丹市に 暴風警報、大雨警報、 洪水警報、大雪警報 暴風雪警報、特別警報 のいずれかが発令	原則 開園とする。 ※ 伊丹市災害本部が設置されている場合で、危険が見込まれると判断した際には伊丹市教育委員会と協議を行い、「臨時休園」となることがあります。
登園後 伊丹市に 暴風警報、大雨警報、 洪水警報、大雪警報 暴風雪警報、特別警報 のいずれかが発令	発令された場合や施設の状況により、伊丹市教育委員会と協議を行い、保護者の方に「一斉メール配信サービス」等を利用して「お迎えをお願いする」ことがあります。

(2) 地震が発生した場合

登園後 地震が発生	園児を安全な場所に避難させます。その後、伊丹市教育委員会と協議を行うとともに、各関係機関と連絡を取り、状況に応じた安全な措置（個人降園、園での待機継続など）をとります。 ※ 連絡が可能な状況になり次第、保護者へ「一斉メール配信サービス」等を利用して連絡いたします。
--------------------------------	--

(3) その他

警報発令時や地震等の災害発生時も含めて、施設状況によっては、園長の判断にて『休園となる』場合があります。